

令和3年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

他人の氏名等を含む商標に関する調査研究

報告書（要約版）

令和4年3月



1. 本調査研究の目的・背景・概要

1. 1 調査研究の目的・背景

商標法第4条第1項第8号（以下「本規定」という。）においては、構成中に他人の氏名等を含む商標は、人格権（人格的利益）の保護の観点から当該他人の承諾がなければ商標登録できないとされている。近時の審査・審判・裁判においては、本規定が厳格に解され、氏名商標の出願が拒絶される傾向にあるところ、氏名を含むブランド名の保護に欠けるとの指摘がある。そこで、国内外における他人の氏名を含む商標に関する制度及び氏名等に係る人格権について調査し、我が国における他人の氏名を含む商標に関する制度の見直しの要否検討の基礎資料とする。

1. 2 調査研究の概要

【公開情報調査】

- ・他人の氏名を含む商標に関する法令・審査基準・裁判例その他の有用な情報を、書籍、論文、審査例・審決例、判例・裁判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報等を利用して調査。
- ・国内は、本規定の立法の沿革、第26条第1項第1号及び同条第2項を踏まえ、自己の氏名を使用できる範囲、故人の氏名を含む商標の取扱いを含め調査。また、氏名権等に関する主要な学説、判例・裁判例を調査。
- ・海外は、米国、欧州、ドイツ、フランス、中国及び韓国について調査。

【国内ヒアリング調査】

- ・商標に関する学識経験者又は弁護士・弁理士への調査（4者）
- ・氏名権等に関する学識経験者への調査（3者）
- ・企業等（ファッション、化粧品及び洋菓子の分野）への調査（4者）

【海外ヒアリング調査】

- ・米国、欧州、ドイツ、フランス、中国及び韓国において、氏名商標の実務に豊富な知見・経験を有する弁護士・弁理士が所属している法律事務所への調査。

【委員会による検討】

- ・学識経験者、弁護士、弁理士の計5名（うち1名は委員長）で構成される調査研究委員会を設置（全3回開催）。
- ・調査結果を分析、課題を整理し、我が国における他人の氏名を含む商標の制度の在り方を検討。

【まとめ】

- ・近年、我が国では、ブランド戦略に活用できる商標法を目指して制度の改正が行われてきており、他人の氏名等を含む商標に関する制度についても、見直しの検討が必要となる段階に来ている。
- ・制度見直しの方向性としては、本規定に係る人格的利益と商標登録を受ける利益との調整、商標法の法目的、本規定の課題の解決、審査の実現可能性、諸外国との制度調和等を考慮し、本規定における「他人の氏名」に一定の知名度に係る要件を設けることが適当ではないか。

2. 日本における他人の氏名等を含む商標に関する制度及び氏名等に係る人格権

2.1 商標制度

2.1.1 第4条第1項第8号の制定経緯、審査実態、学説

(1) 制定経緯

「他人の氏名」について、本規定に相当する条文が商標法に初めて規定されたのは、明治42年商標法とされる。当時の条文の趣旨は「不正手段を防遮するため」と説明されていたが、現行法においては、人格権保護の規定と解釈されている。

(2) 審査実態

現在、特許庁では、構成中に他人の氏名を含む商標が確認された場合、氏名を表す文字の種類（漢字、欧文字等）、「他人」の知名度、出願商標の知名度の有無等に関わらず、当該他人の承諾がない限り、本規定により拒絶するという審査を行っている。

(3) 学説

学説では、本規定で保護される人格権について議論があり、例えば、第三者に排他的に自己の氏名を使用されることによる嫌悪、羞恥、不快等の精神的な苦痛を問題として理解する見解が確認された。また、本規定の「他人」の範囲については、「他人」に限定を付す立場、付さない立場が存在する。

(4) 審査例・審判例・裁判例

(i) 審査例・審判例

「氏名」等を含む商標に係る審査例及び審決例を調査し、出願人、指定商品・役務、文字の種類、構成・態様等の観点で分析した。

	「氏名」を含む商標	「肖像」を含む商標	「名称」を含む商標
出願人	株式会社等の法人である場合がほとんどであった。	スポーツ選手のマネジメントを行う株式会社等、法人である場合がほとんどであった。	本調査の対象事例においては、いずれも法人（株式会社）であった。
指定商品・役務	ファッション関係、玩具関係、広告・小売関係、教育・サービス関係が比較的多い。	洋服や靴類、広告・小売等関係、娯楽・スポーツ関係が比較的多い。	特段の傾向を見いだせなかった。
文字の種類／肖像の対象	欧文字表記のみからなる商標、又は欧文字表記を含む商標が比較的多く確認された。	対象については、芸能人やスポーツ選手といった著名な者が比較的多い。態様については、写真、イラスト又はシルエットからなるものが確認された。	欧文字のみからなるものと比較し、漢字、カタカナを用いるものが比較的多い。
構成・態様	氏名の表記における姓と名の区切りについては、区切りのあるものの方が多く確認された。近年は、区切りの有無に関わらず、本規定の該当性を認め、拒絶される事例が多いものと考えられる。また、氏名以外の要素の有無については、これらの要素がないものの方が多く確認された。	肖像のみからなるもののほか、肖像を有する者の氏名や関連する文字、数字等を含むものが複数確認された。	名称以外の要素を含む商標は、氏名を含む商標の場合と比較して少ない。
その他の考慮要素／拒絶理由の内容	近年の審査例・審決例では、「他人」の周知・著名性、出願商標の周知・著名性、出願人と他人との間の競業事業の有無といった条文にない要件を考慮することなく、本規定の該当性を認め、拒絶される事例が多いものと考えられる。	氏名のように、一つの対象（肖像）につき複数人の「他人」が拒絶理由において示される例は確認できなかった。この点で、氏名を含む商標と比較すると、承諾書を得て登録を得ることが容易である場合が多いものと考えられる。	名称の認定に関して、文字の種類や商標の構成・態様が争点となるものは確認できず、この点は氏名を含む商標と異なっていた。名称を含む商標において比較的多く見られた争点は、商標に含まれる名称の「略称」の著名性であった。

2. 日本における他人の氏名等を含む商標に関する制度及び氏名等に係る人格権（続き）

（ii）裁判例

「氏名」等を含む商標に係る裁判例を調査し、傾向を分析した。

最高裁の判決	<ul style="list-style-type: none"> ・本規定の趣旨は、氏名等に関する他人の人格的利益を保護することであると確認されている（最判平成16年6月8日（平成15年（行ヒ）第265号）〔LEONARD KAMHOUT事件〕、最判平成17年7月22日（平成16（行ヒ）第343号）〔国際自由学園事件〕）。 ・他人の人格的利益の内容について、「人は、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益を保護されているのである」と判示されている（最判平成17年7月22日（平成16年（行ヒ）第343号）〔国際自由学園事件〕）。
高等裁判所の判決	<ul style="list-style-type: none"> ・本規定の趣旨は「他人の人格的利益の保護」であることが繰り返し確認されている（知財高判平成28年8月10日（平成28年（行ケ）第10065号）〔山岸一雄大勝軒事件〕等）。 ・「氏名」の認定については、商標の外観や我が国における一般的な氏名の表記方法等により、<u>人の氏名と客観的に把握されるものであるか否かを基準</u>として行われることが一般的である（知財高判令和元年8月7日（平成31年（行ケ）第10037号）〔KEN KIKUCHI事件〕等）。 ・「他人」については、ハローページやウェブページ等を根拠として、本願商標に含まれる氏名と同一氏名を有する他人の有無が認定されており、当該他人（複数存在する場合にはその全員）の承諾を得ない限り、登録を認めないという立場が採用されている（知財高判令和2年7月29日（令和2年（行ケ）第10006号）〔The Soloist.事件〕等）。 ・考慮要素については、本規定を文言どおりに解釈し、<u>「他人の氏名」の知名度、出願商標の知名度、出願人と他人との競業関係の有無等は通常考慮されない</u>（上記〔山岸一雄大勝軒事件〕、〔KEN KIKUCHI事件〕等）。 ・知財高判令和3年8月30日（令和2年（行ケ）第10126号）〔マツモトキヨシ音商標事件〕は、本規定が「<u>出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名、名称等に係る人格的利益の調整を図る趣旨の規定</u>」であるとし、「取引の実情に照らし、…音商標に接した者が、普通は、音商標を構成する音から人の氏名を連想、想起するものと認められないとき」は、当該音商標は本規定に該当しないと判示した。

2. 1. 2 第26条第1項及び第2項の法律及び制定趣旨、裁判例

（1）制定趣旨

第26条は、過誤登録に対する第三者の救済等を趣旨として、商標権の効力が制限される場合を規定している。他人の氏名等を含む商標が過誤登録された場合でも、業務を行う者が自己の氏名を普通に用いられる方法によって表示する商標には商標権の効力が及ばない（第26条第1項第1号）。ただし、「不正競争の目的」がある場合はこの限りでない（同条第2項）。

（2）裁判例

構成中に氏名等を含む商標に係る裁判例を調査し、傾向を分析した。

最高裁の判決	<ul style="list-style-type: none"> ・略称が問題となった事案において、略称を示す文字が「図形標章と一体的に組み合わせて」用いられる場合は「普通に用いられる方法で表示するもの」に該当しないと判断されている（最判平成9年3月11日（平成6年（才）第1102号）〔小僧寿し事件〕）。
高等裁判所の判決	<ul style="list-style-type: none"> ・名称が問題となった事案において、ビール瓶の正面に貼られたラベルの下部に小さな活字一行で記載された文字は「普通に用いられる方法で表示するもの」に該当すると判断された事例が一件存在する（東京地判平成14年10月15日（平成12年（ワ）第7930号）〔Budweiser事件第一審〕）。 ・他方で、需要者の注意を引くような字体による場合や、装飾が施された場合は、「普通に用いられる方法で表示するもの」に該当しないと判断されている（平成25年11月21日（平成24年（ワ）第25470号）〔スターデンタル事件〕等）。

2. 日本における他人の氏名等を含む商標に関する制度及び氏名等に係る人格権（続き）

2. 1. 3 知財の有識者及びユーザーヒアリング結果

(1) 知財の有識者へのヒアリング結果

商標に関する学識経験者又は弁護士・弁理士への調査4者へヒアリングを実施した。

1. 本規定に係る現行法の解釈・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の本規定の解釈・運用の厳格化により、本規定が実務上障害となる場合が多い等、本規定の解釈・運用について緩和方向での見直しに肯定的な意見があった。 ・一方で、立法の在り方として不合理とはいえず、問題はない等、緩和方向での見直しに否定的な意見もあったが、現行法の解釈・運用について他人の人格的利益をやや保護し過ぎていという面が指摘でき、改正するという意見も理解はできるとも指摘もあった。
2. 本規定に係る人格的利益の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・承諾なく氏名を商標として使用等されることに伴う精神的な苦痛を意味するとのことで、概ね意見が一致していた。
3. 現行法における「他人」の範囲の解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・「他人」の範囲は限定されない（全ての「他人」が含まれる）との意見が多かった。また、国際調和の観点から、社会通念上、特定できる「他人」に限定してもよいのではないか、という意見もあった。
4. 〔マツモトキヨシ音商標事件〕の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・マツモトキヨシ音商標事件が本規定を出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名等に係る人格的利益の「調整を図る趣旨の規定である」としたことについて、本規定の趣旨を氏名等に関する「人格的利益を保護することにあると解される」とした最高裁判決（〔LEONARD KAMHOUT事件〕、〔国際自由学園事件〕）とは矛盾していないとの意見が複数あった。 ・マツモトキヨシ音商標事件の考え方が適用できるのは音商標に限定されるとの意見がある一方で、それに限定されないという意見も複数あった。
5. 本規定の登録要件緩和の在り方	<p>（他人の承諾がなくとも商標登録を認める案として、①出願商標に含まれる氏名が出願人の「自己氏名」である場合を本規定の拒絶理由から除外する案、②出願商標が出願人の業務に係る商品・役務の出所を示すものとして周知である場合を本規定の拒絶理由から除外する案、③「他人」が周知・著名である場合に限り本規定の拒絶理由とする案を例示。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①は、自己氏名であれば本規定が適用されない合理的な理由が説明できない等の理由から、反対の意見が多かった。 ・②は、譲渡の禁止等の手当を行うことを前提として賛成する意見があった。また、不正競争防止法との整合性から事後的な取消制度が必要との意見があった。 ・③は、「他人」が無名でも、出願人に当該氏名を使うべき正当な理由がなければ、「他人」の利益を優先することはある等の理由から反対する意見がある一方、他人が周知・著名であれば、人格的利益の侵害が起こる蓋然性が高く、審査の観点を踏まえた簡便な方法として賛成する意見もあった。
6. 故人の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「他人」に故人を含める必要はないとのことで、意見が一致していた。
7. 肖像、名称に関する要件緩和の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・「肖像」、「名称」いずれも、現時点では「氏名」と同様の要件緩和を行う必要はないという意見が多かった。

(2) ユーザーへのヒアリング結果

ファッション業界（2者）、化粧品業界（1者）、洋菓子業界（1者）の企業又は団体、4者に対してヒアリングを行った。

1. 氏名を含む商標を登録するニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイナー・クリエイター等の氏名商標を登録するニーズについては、これを肯定する意見が大半であった。
2. 登録を希望する商標の構成・態様等	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名のみからなる文字商標の登録を基本として、これに加えて図形等を付した文字商標の登録を希望する意見が多かった。
3. 氏名を含む商標出願の経験等	<ul style="list-style-type: none"> ・商標出願を担当する弁理士からは、中小企業や個人事業者がある程度ビジネスが進んだ後で氏名商標を取得する場合の困難性や、第三者から承諾書を得ることの難しさが指摘された。
4. 本規定の登録要件緩和の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の商標担当者からは、出願人の著名性、あるいはブランドの認知度、周知性によって氏名商標の登録を認めるべきという意見が多かった。 ・商標出願を担当する弁理士からは、ブランドの知名度を考慮して本規定の適用がなされるべきとの意見もあったが、この意見に対しては出願人がまだ周知・著名でない段階でブランドとして自己の氏名を出願する場合に対応できないのが問題であるとの指摘もあった。「他人」が周知・著名な場合に限り本規定の該当事由とする考え方については、他人に一定の限定が付され本規定の引用対象が縮小することによりよいという意見、第三者はデザイナー等の氏名が著名であるという前提で冒認出願をするので、そこに対しては登録を認めないということであれば理解ができ、また、新興デザイナーの氏名商標についても登録が認められる可能性がある点はよいとの意見があった。

2. 日本における他人の氏名等を含む商標に関する制度及び氏名等に係る人格権（続き）

2.2 氏名等に係る人格権

2.2.1 学説及び裁判例

(1) 学説

- ・我が国において、氏名権は、法律に明文の規定はないものの、人格権の一内容を構成するものとして、学説・判例によって認められている。氏名権の内容については、複数の学説において、氏名を他人に冒用されない権利（氏名専用権）、氏名を正確に呼称される権利・利益（氏名呼称権）が挙げられている。また、氏名に係るパブリシティ権を挙げる学説も複数見られるが、その法的性質については議論がある。
- ・保護対象については、戸籍上の氏名が含まれることは争いが無いと考えられるが、その他にどのような氏名や名称が保護の対象となるかについては議論がある。
- ・侵害が成立する要件については、通説的見解はないものと考えられるが、氏名権のうち、氏名専用権の侵害については、氏名の使用のみでは足りず、権利者の利益を害することを必要とする見解がある。
- ・肖像権についても、明文の規定はないが、学説・判例上、承認されているものと考えられる。肖像権の保護の根拠、法的権利性等については、議論がある。
- ・法人や団体の名称が人格権による保護の対象となるかについては、学説上、議論がある。人格権としての氏名権とは別の問題として考察すべきとする見解や、性質上自然人しか享有し得ない生命、身体に係る利益は別として、法人・団体にも人格権の保護は及ぶと解する見解がある。

(2) 裁判例

氏名権、肖像権、名称権に関する裁判例を調査し、傾向を分析した。

最高裁判所の判決	氏名権	<ul style="list-style-type: none"> ・最高裁が氏名権について初めて判断したのは、最判昭和63年2月16日（昭和58年（オ）第1311号）〔NHK日本語読み訴訟事件〕であり、この判決は、氏名に関する権利・利益が人格権の一内容を構成するものであることを明らかにした。もっとも、<u>直接的には「氏名を正確に呼称される利益」が問題となった事案であり、氏名専用権について内容・対象、侵害の成立要件について明らかにするものではない。</u> ・氏名、肖像等に係るパブリシティ権について、最高裁として初めて判断したのは、最判平成24年2月2日（平成21年（受）第2056号）〔ピンク・レディー事件〕であり、<u>氏名、肖像等の顧客吸引力を排他的に利用する権利をパブリシティ権とし、人格権に由来する権利と位置付けた。</u>
	肖像権	<ul style="list-style-type: none"> ・最高裁として、初めて肖像に関連する判断をしたのは、刑事事件の最判昭和44年12月24日（昭和40年（あ）第1187号）〔京都府学連事件〕であり、<u>実質的に肖像権を肯定した判決と評価されている。</u>最高裁の民事事件として、初めて肖像に関連する判断をしたのは、最判平成17年11月10日（平成15年（受）第281号）〔和歌山毒入りカレー事件〕であり、<u>人が肖像の撮影・公表に関する人格的利益を有することを明らかにした。</u>
	名称権	<ul style="list-style-type: none"> ・最高裁として、初めて団体（宗教法人）の名称権について判断をしたのは、最判平成18年1月20日（平成17年（受）第575号）〔天理教豊文教会事件〕であり、<u>「宗教法人の名称を他の宗教法人等に冒用されない権利」を認めている。</u>
下級審の判決	氏名権	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟上問題となった行為は、氏名の冒用行為、戸籍上の氏名（氏）の使用を求めた行為、ネームプレートの着用を義務づけた行為、無断で氏名を広告等に利用した行為が挙げられる。 ・氏名の冒用行為は、いずれも冒用者が被冒用者の存在を知っていた事案であり、<u>使用される氏名と第三者の氏名の偶然の一致が問題となった事案は見当たらなかった。</u> ・問題となった行為が不法行為法上違法となるか否かの判断においては、例えば、氏名の冒用行為との関係では、承諾の有無、冒用者による氏名の態様、氏名の使用された文書の性質等が考慮されていた。
	肖像権	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟上問題となった行為は、無断で写真撮影により肖像を作成した行為、無断で図画により肖像を作成した行為、無断で作成した肖像を第三者に提供した行為、無断で作成した肖像を公表した行為、無断で顔写真を利用してインターネット上の掲示板において第三者に対する中傷等を行った行為、無断で肖像を広告等に利用した行為が挙げられる。
	名称権	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟上問題となった行為は、著名な宗教法人と同一の名称を冒用した行為が挙げられる。

2. 日本における他人の氏名等を含む商標に関する制度及び氏名等に係る人格権（続き）

2. 2. 2 人格権の有識者へのヒアリング結果

(1) 人格権の有識者へのヒアリング結果

氏名権等に関する学識経験者（大学教授等）3者へヒアリングを実施した。

<p>1. 氏名権の内容、保護対象、侵害成立要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 氏名権の内容については、学説上、一つではなくいくつかに分類されるという意見が複数あった（他人にその氏名を冒用されない権利・利益、氏名を正確に呼称される利益、氏名に係るパブリシティ権等）。本規定に係る人格的利益と関連性が認められるのは、「他人にその氏名を冒用されない権利・利益」ではないかとの指摘があった。 保護対象については、戸籍上の氏名が保護されることについて争いはないが、通称も本名同様に保護を受けるとされており、戸籍名、通称以外の保護対象としては、家元の名称や法人の名称等も問題になり得ると理解されているとの指摘があった。 侵害の成立要件については、「具体的な線引きは明らかではないが、氏名を勝手に用いた場合の一部に限られると考えられている」といった意見があった。また、他人にその氏名を冒用されない権利・利益について、冒用といえるかどうかで判断されているという意見、絶対権の侵害あるいは非絶対権の侵害どちらに該当するのかによって違法性の判断が異なるという意見があった。
<p>2. 氏名を有する者の周知・著名性等と氏名権の保護対象該当性、侵害の成否との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 氏名を有する者が、(a) 周知・著名性を有すること、(b) 経済的利益を得る見込みがあることは、いずれも氏名権の保護対象該当性に影響を与えないという意見があった。 「他人にその氏名を冒用されない権利・利益」との関係では、(a)、(b) いずれも氏名権の侵害の成否に影響を与える可能性があるという意見、影響を与えないという意見があった。
<p>3. 氏名の無断使用は当然に氏名権の侵害となるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 氏名の承諾のない使用が、(c) 冒用ではなく偶然「他人の氏名」を含む場合、(d) 他人の氏名を含む商標が自己の氏名を含む商標でもある場合について、いずれも氏名権の侵害行為とならないか又は侵害行為があったとしても違法性が阻却されて最終的には侵害としては扱われなくなる可能性が高いとの意見があった。 他方で、民法上、侵害の有無については(c)、(d)は影響を与えないが、故意・過失の要件との関係では(c)が、差止めの要件等との関係では(c)、(d)が考慮される可能性があることを指摘する意見もあった。
<p>4. 民法上の氏名権と本規定に係る人格的利益との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本における氏名権の整理において、本規定に係る人格的利益の位置付けは、氏名権のうち、少なくとも「他人にその氏名を冒用されない権利・利益」が含まれていると見るべきとの意見があった。 他方で、本規定に係る人格的利益と民法上の氏名権との関係は明らかでないとした上で、本規定は民法の氏名権の権利行使可能な範囲を超えて他人の人格的利益を保護している可能性があること、他人の氏名を使われない利益を保護し過ぎる印象があることを指摘する意見もあった。
<p>5. 民法上の氏名権と他の権利との調整の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民法上の氏名権と他の権利との調整の在り方について、学説・判例上調整が必要であると理解されているが、具体的にどう調整するかは全く議論がない状態である。 他方で、調整の対象となる「他の権利」として、表現の自由、雇用関係にある被用者を識別するために戸籍上の氏名のみを用いるというようなルールを挙げる意見もあった。
<p>6. 本規定の登録要件緩和の在り方</p>	<p>(他人の承諾がなくとも商標登録を認める案として、①出願商標に含まれる氏名が出願人の「自己氏名」である場合を本規定の拒絶理由から除外する案、②出願商標が出願人の業務に係る商品・役務の出所を示すものとして周知である場合を本規定の拒絶理由から除外する案、③「他人」が周知・著名である場合に限り本規定の拒絶理由とする案を例示。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①は、他人側の事情が考慮されていないので難しい等の意見があった。 ②は、マツモトキヨシ音商標事件の判断に近く、他人のアイデンティティに係る権利は侵害されない余地があるという意見があった。 ③は、周知・著名でない他人の権利・利益が考慮されなくなる点を懸念する指摘があったが、③に加えて、出願商標の使用予定等を考慮する運用を行う場合は、出願人の利用態様を考慮する点で、③のみの場合より良いとの意見があった。
<p>7. 故人の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規定の「他人」について故人を含む必要はないが、故人を含むとしても問題はないとする意見が複数みられた。
<p>8. 肖像、名称に関する要件緩和の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 肖像については、個人の特定性が高く、氏名と同じ課題が生じるケースはほとんどないと考えられることから、要件を緩和する必要がないという意見で一致した。 名称については、自然人の氏名と同様の保護を認めるべきか民法上も議論があるところ、自然人より保護の範囲を限定することも正当化されるという意見があった。

3. 調査対象国・地域における他人の氏名等を含む商標に関する制度及び氏名等に係る人格権

米国、欧州、ドイツ、フランス、中国及び韓国の現地法律事務所の弁護士・弁理士に対してヒアリングを実施した。

	米国	欧州
1. 他人の氏名に関する拒絶理由	<ul style="list-style-type: none"> 商標の構成中に生存中の特定の個人を示す名称（以下「個人名」という。）を含むことは、<u>当該他人の承諾を得ている場合を除き、商標法第2条（c）により拒絶理由となり得る。</u> 個人の生存の有無を問わず、ある者の名誉を毀損する又はその者との関連性を虚偽的に想起させる商標は、商標法第2条（a）により拒絶される。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査においては、識別力等に関する、いわゆる「絶対的拒絶理由」についてのみ審査されるほか、他人の商標等の権利者から異議申立てがあった場合に考慮される、いわゆる「相対的拒絶理由」に関しても、他人の氏名に関する規定は設けられていない。
2. 異議・無効理由	<ul style="list-style-type: none"> 異議申立て及び取消請求については、それぞれ商標法第13条（a）及び第14条（3）に規定されている。 商標法第2条（a）及び第2条（c）のいずれもが、商標出願の異議理由又は無効理由となり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州連合EU商標に関する2017年6月14日の欧州議会及び理事会の規則（EUTMR）では、「その使用が他の先行権利の保護を規制する欧州連合立法又は国内法に従って禁止することができる場合」に無効理由となり得る。先行権利の一つとして、<u>個人名に係る氏名権を含む名称についての権利（a right to a name）が挙げられている（EUTMR第60条（2）（a））。</u>
3. 他人の知名度の要件	<ul style="list-style-type: none"> 商標法第2条（c）では、<u>個人名について特定性の要件を付しており、他人の承諾が必要となるのは、同一の個人名を有する全ての者ではなく、特定性の要件を満たす者（一定の知名度を有する者）に限られる。</u> 特定性の要件を満たすのは、<u>（1）著名であり、その者と商品又は役務との関連性を公衆が合理的に想起するものと考えられる場合又は（2）その個人が商標の使用対象である業務と公然の関係性を有している場合である（TMPE§1206.02）。</u> 商標法第2条（c）の知名度の判断に当たっては、<u>一部の商品又は役務に限り周知性を獲得している場合と、米国の公衆を対象に広く周知性を獲得している場合のいずれの場合も対象となり得る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> EUTMR上は、<u>他人の知名度に関する特定の法的枠組みは存在しない。</u>他人の知名度が考慮されるか否かは、<u>加盟国の国内法による。</u>
4. 自己氏名の出願である場合「他人」の承諾	<ul style="list-style-type: none"> 特定性の要件を満たす者（一定の知名度を有する者）が存在する場合には、その者の承諾が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> 他人の氏名に関する拒絶理由を受けないことから、他人の承諾は不要である。
5. 出願人側の事情	<ul style="list-style-type: none"> 出願人側の事情（出願商標の著名性、出願人が氏名商標を使用する必要性等）は<u>考慮されない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 出願人側の事情（出願商標の著名性、出願人が氏名商標を使用する必要性等）が考慮されるかは、<u>加盟国の国内法による。</u>
6. 「他人」による自己氏名の使用の制限	<ul style="list-style-type: none"> 登録された氏名商標と<u>同一の氏名を有する他人が、氏名を個人的用途で使用することは可能である。ただし、登録商標と混同を生じさせるような方法で使用することは、制限される可能性がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> EUTMR第14条には、登録された氏名商標と同一の氏名を有する「他人」が自然人である場合、<u>当該他人は自己の名称を業として使用することができるものの、「産業又は商業的事項における誠実な慣行」に反して使用することはできない旨が規定されている。</u>
7. 民法上の氏名権	<ul style="list-style-type: none"> 氏名権については、各州が独立して人格権に関する法律を有しており、氏名権が保護されるか否か、及び知名度を有しない者の氏名権が保護されるか否かについては、<u>いずれも各州の法律によることとなる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名権の保護の有無、保護対象、要件等は各加盟国の法律によって異なり、<u>欧州の統一的な法律等は存在しない。</u>

3. 調査対象国・地域における他人の氏名等を含む商標に関する制度及び氏名等に係る人格権（続き）

	ドイツ	フランス
1. 他人の氏名に関する拒絶理由	<ul style="list-style-type: none"> 審査においては、相対的拒絶理由は審査されない。また、構成中に氏名を含むことのみをもって拒絶理由となる規定もない。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査においては、相対的拒絶理由は審査されない。また、構成中に氏名を含むことのみをもって拒絶理由となる規定もない。
2. 異議・無効理由	<ul style="list-style-type: none"> 個人名に係る氏名権を含む名称権は「ドイツ連邦共和国の全領域において当該登録商標の使用を差し止める権原を有する」場合に、無効理由となり得る（商標法第13条） この場合に保護される個人名は、フルネーム及び姓である。 	<ul style="list-style-type: none"> 他人の人格権を侵害することが無効理由となり得る。ここでの人格権には氏名権が含まれると解されている（知的財産法第L711条3（I）（8）、L714条3）。
3. 他人の知名度の要件	<ul style="list-style-type: none"> 商標法第13条の「ドイツ連邦共和国の全領域において当該登録商標の使用を差し止める権原を有するとき」とは、その者が周知である場合（ドイツ全域で氏名が認知されている場合）又は個人名が商業的環境で使用されている場合に限定されるのが一般的とされている。 氏名については、通常、ドイツ全域で認知されていることが必要となるが、その氏名が商業的環境で使用されている場合には、その氏名は原則ドイツ全域で効力を有すると認められる（Ströbele/Hacker/Thiering, Markengesetz, § 5 Rn. 68参照）。もっとも、個人名で行われるビジネスが地域内にとどまっており、拡大を意図していないことが明白である場合には例外的に無効理由にならないと解されている。 知名度の判断は、指定商品・役務とは無関係に広く知られている必要があると解されている。ただし、需要者に認知されている場合は、通常、企業名権（商標法第5条、民法第12条）を有することになるため、この場合は、商標法第12条に基づき当該権利が無効理由となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産法第L711条3（I）（8）の条文上は、他人の知名度に関して何ら規定されていないが、人格権侵害は、混同のおそれ等が要件とされており、実務上、この規定の影響を受けるのは周知な氏名又は珍しい氏名に限定されると考えられている。 知名度の判断は、指定商品・役務の需要者に限定されず、商品・役務の需要者に当該氏名が知られているかどうかという観点で判断され、極めて著名な氏名であれば、あらゆる分野において無効が認められる可能性がある。
4. 自己氏名の出願である場合「他人」の承諾	<ul style="list-style-type: none"> 他人の氏名に関する拒絶理由を受けないことから、他人の承諾は不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 他人の氏名に関する拒絶理由を受けないことから、他人の承諾は不要である。
5. 出願人側の事情	<ul style="list-style-type: none"> 出願人側の事情（出願商標の著名性、出願人が氏名商標を使用する必要性等）は考慮されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出願人側の事情（出願商標の著名性、出願人が氏名商標を使用する必要性等）は考慮されない。
6. 「他人」による自己氏名の使用の制限	<ul style="list-style-type: none"> 登録された氏名商標と同一の氏名を有する「他人」は、自己の氏名を取引上使用することができるものの、誠実な取引又は商業慣行に反して使用することはできない（商標法第23条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録された氏名商標と同一の氏名を有する「他人」が自然人である場合、当該他人の「氏名」については、業として使用することができない。また、当該他人は、自己の「姓」又は「宛先」については、業として使用することができるものの「公正な取引慣行」に反して使用することはできない（知的財産法第L713条6（1））。
7. 民法上の氏名権	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名は、民法第12条に基づき保護される。また、知名度を有しない者であっても当該規定の保護対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名は、民法第9条に基づき保護される。また、知名度を有しない者であっても当該規定の保護対象となる。

3. 調査対象国・地域における他人の氏名等を含む商標に関する制度及び氏名等に係る人格権（続き）

	中国	韓国
1. 他人の氏名に関する拒絶理由	<ul style="list-style-type: none"> 商標の構成中に著名な芸能人・政治家等の氏名を含むことは、<u>拒絶理由となり得る</u>（商標法第10条第1項第7号、第8号、商標審査審理指南 下編 第3章第3部分3.7及び3.8）。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標の構成中に著名な他人の氏名を含むことは、<u>当該他人の承諾を得た場合を除き、拒絶理由となり得る</u>（商標法第34条第1項第6号）。 「著名な」の文言は、1974年の改正により導入されたものであり、それ以前は単に「他人の氏名」であった。 著名な故人との関係を虚偽に表示するおそれがある商標等は、商標法第34条第1項第2号に基づく拒絶理由となり得、さらに、公序良俗等に反する商標等についても、商標法第34条第1項第4号に基づく拒絶理由となり得る。
2. 異議・無効理由	<ul style="list-style-type: none"> 商標法第10条第1項第7号及び第8号の違反は異議理由（商標法第33条）及び無効理由（商標法第44条）となり得る。加えて、先行する他人の権利を侵害してはならない旨規定する商標法第32条は、異議申立や無効審判の根拠とされるのが一般的である。 	<ul style="list-style-type: none"> 拒絶理由の違反は、異議理由・無効理由にもなり得る（商標法第60条、第117条）。
3. 他人の知名度の要件	<ul style="list-style-type: none"> 商標法第10条第1項においては基本的に他人の氏名に著名性が要求され、この著名性は指定商品等の需要者とどまらず広く一般需要者を基準に判断される。これに対して、商標法第32条において求められる知名度は、<u>関連公衆（当該人物が有名となる領域の一般の需要者）を基準に判断される</u>（最高裁判所による商標の権利付与・権利確定に係わる行政事件の審理における若干問題に関する規定第20条、商標審査審理指南 下編 第14章第3部分3.4）。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記各規定の他人の氏名について、商標法第34条第1項第2号及び第6号については条文上、第4号については解釈上、著名性が求められる。 商標法第34条第1項第6号において求められる著名性は、<u>社会通念上、国内の一般需要者又は関連取引業界において、一般的に広く認知され得る程度である</u>（審査基準第5部第6章1.1.1）。第2号、第4号についても、同様に一般需要者又は指定商品の需要者であり（商標審査基準第5部第2章1.1.3）、一般に広く認知されている者及び需要者を基準に認知されている者は、いずれも保護の対象となる。
4. 自己氏名の出願である場合「他人」の承諾	<ul style="list-style-type: none"> 商標法第10条第1号第7号に規定される著名な他人が存在する場合には、承諾が必要となる。8号の場合には、たとえ本人からの承諾があっても登録できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 要件を満たす者（著名な他人）が存在する場合には、承諾が必要となる。
5. 出願人側の事情	<ul style="list-style-type: none"> 出願人側の事情（出願商標の著名性、出願人が氏名商標を使用する必要性等）は考慮されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出願人側の事情（出願商標の著名性、出願人が氏名商標を使用する必要性等）は、考慮されない。
6. 「他人」による自己氏名の使用の制限	<ul style="list-style-type: none"> 民法典を根拠にして、他人は自己の氏名を引き続き使用することができるが、<u>商標法により、業として使用することはできないとされている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名商標が登録された場合、当該氏名と同一の氏名を有する「他人」は、自己の氏名を商取引慣行に反して使用することができない（商標法第90条第1項第1号、第99条第2項）。 商標法第90条は、従前、「普通に用いられる方法」で使用することを要件としていたが、これを悪用して警告を送り、和解金を取る事例が多く出てきたため、2016年に「商取引の慣行により使用する」に変更する改正が行われた。
7. 民法上の氏名権	<ul style="list-style-type: none"> 民法典には、氏名権に関する規定があり（第1012条、第1014条）、知名度を有しない者であっても当該規定の保護対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名権は民法に明文の規定はないが、判例によって認められており、知名度を有しない者であっても当該規定の保護対象となる。

令和3年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業「他人の氏名等を含む商標に関する調査研究」
4. 他人の氏名等を含む商標に関する制度の在り方についての委員会での検討結果

4. 1 現行制度の問題点

他人の氏名を含む商標の権利取得に関して、国内企業及び有識者に対してヒアリングを実施したところ、ファッション分野のデザイナー等は、自分の氏名をブランド名として使用するケースが多いため、近年、本規定との関係で新規の商標登録ができず、既登録商標を有しない新興のデザイナーのビジネスに支障が生じていること、既登録商標を有する有名なデザイナーについても、過去に登録できていた自己の氏名を含む商標について新規の商標登録を受けることができず、ビジネスに支障が生じていることが確認された。

このような状況においては、商標の保護により商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図ることや、商標権の保護により需要者の利益を保護することに支障が生じ、商標法第1条に記載された法の目的を達することができないことが懸念される。

4. 2 調査研究委員会の設置

調査結果及び本調査研究の課題について専門的な視点からの検討、分析、助言を得るため、学識経験者、弁護士及び弁理士の計5名で構成される調査研究委員会を設置し、全3回にわたり議論を行った。

【委員会検討スケジュール】

【第1回】2021（令和3）年9月15日（水）

調査方針の確認、公開情報調査の結果報告、国内外の法制度及び運用の整理、ヒアリング先及びヒアリング調査項目の決定、現行制度・運用に関する課題の確認

【第2回】2021（令和3）年11月26日（金）

ヒアリング調査の結果報告、現行制度・運用に関する課題の整理及び分析・検討、他人の氏名を含む商標の制度の在り方を検討

【第3回】2022（令和4）年2月8日（火）

他人の氏名を含む商標の制度の在り方を検討、報告書（案）の提示及び検討

【委員会構成メンバー】

	氏名	所属
学識者	石井 美緒	日本大学商学部 准教授、弁護士
	金子 敏哉	明治大学法学部 教授
	(委員長) 小塚 莊一郎	学習院大学法学部 教授
実務家	大西 育子	オリナス特許事務所 弁理士
	中川 隆太郎	シティライツ法律事務所 弁護士

4. 他人の氏名等を含む商標に関する制度の在り方についての委員会での検討結果（続き）

4.3 問題解決の選択肢

本規定に係る問題を解決するためには、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名等に係る人格的利益のバランスのとり方を見直すことが必要と考えられる。その調整の在り方について、過去に有識者が論文等に記載した見直し案等も参考にしながら、以下のとおり複数の選択肢を設け、それぞれ具体的な検討を行った。

【運用変更案】

【法改正案】

運用変更	【運用変更案】	法改正	【法改正案】
案1	<p>【審査における拒絶理由としない運用】</p> <p>審査において本規定の拒絶理由を通知しないことにより、他人の氏名を含む商標について商標登録を可能とする運用である。なお、他人は、登録異議の申立てをするか、商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。</p>	案6	<p>【本規定から「他人の氏名」を削除する法改正】</p> <p>案1の法改正版。本規定のうち「他人の氏名」を拒絶理由の対象から除外しつつ、他人による登録異議の申立てや無効審判の請求については可能とする法改正である。</p>
案2	<p>【他人の氏名が一定の知名度を有する場合のみ拒絶理由とする運用】</p> <p>審査において、一定の知名度を有する他人が発見された場合のみ本規定の拒絶理由を通知することにより、一定の知名度を有する他人が存在する場合を除き、他人の氏名を含む商標について商標登録を可能とする運用である。</p>	案7	<p>【他人の氏名に一定の知名度に係る要件を付す法改正】</p> <p>本規定の「他人の氏名」に、一定の知名度の要件を付す法改正である。審査に関しては案2の法改正版であるが、一定の知名度を有しない他人は、商標登録を取消す又は商標権を無効にすることができなくなる点で、案2と相違する。</p>
案3	<p>【出願商標が周知又は著名である場合は本規定を適用しないとする運用】</p> <p>出願商標が氏名を含むものであっても、出願商標が出願人（又はこれに準ずる者）の出所表示として周知又は著名である場合は、本規定を適用しないとする運用である。</p>	案8	<p>【出願商標が周知又は著名である場合は本規定を適用しないとする法改正】</p> <p>案3の法改正版。出願商標が出願人（又はこれに準ずる者）の出所表示として周知・著名である場合は、本規定を適用しないという規定を新たに設ける法改正である。</p>
案4	<p>【利益衡量を行う運用】</p> <p>審査において利益衡量を行い、出願人において氏名を商標として使用する必要性の程度が高い場合、かつ、出願商標の態様、指定商品・役務に鑑みて、他人の利益を侵害する可能性が低い場合は、本規定を適用しないとする運用である。</p>	案9	<p>【利益衡量の規定を設ける法改正】</p> <p>案4の法改正版。出願人において氏名を商標として使用する必要性の程度が高い場合、かつ、出願商標の態様、指定商品・役務に鑑みて、他人の利益を侵害する可能性が低い場合は本規定を適用しないという規定を新たに設ける法改正である。</p>
案5	<p>【文字種まで完全一致である場合のみ拒絶理由とする運用】</p> <p>出願商標に含まれる氏名と「他人の氏名」が文字種まで完全に一致する場合のみ、審査の拒絶理由とする運用である。</p>	案10	<p>【自己氏名を含む商標の場合は本規定を適用しないとする法改正】</p> <p>出願商標が出願人の自己氏名を含む商標である場合には、本規定を適用しないという規定を新たに設ける法改正である。</p>
		案11	<p>【案7と案10を組み合わせた法改正】</p> <p>案7と案10を組み合わせた法改正であり、具体的には、出願商標が出願人の自己氏名を含む商標であって、一定の知名度を有する他人が存在しない場合には、本規定を適用しないという規定を新たに設ける法改正である。</p>
		案12	<p>【「含む」を「普通に用いられる方法で表示する」等に変える法改正】</p> <p>本規定の「含む」を「普通に用いられる方法で表示する」等に変更する法改正である。これによって、「普通に用いられる方法で表示する」ものでない商標は、本規定に該当しないものとなる。</p>

4. 他人の氏名等を含む商標に関する制度の在り方についての委員会での検討結果（続き）

4.4 各選択肢の評価

選択肢について検討し、①本規定の趣旨との関係、②法目的・本規定の課題との関係、③その他の懸念点、④他国の制度との比較の観点から整理すると、以下のとおりとなった。

【運用変更案】

対策案	本規定の趣旨との関係 (他人の氏名に係る人格 的利益の保護)	法目的や本規定の課題（ニーズ）との関係		その他の懸念点	他国の制度との比較		
		商標登録を受ける利益	需要者の利益				
審査の運用見直し	1 審査における拒絶理由としない。 (異議申立/無効審判請求を待つて判断)	×	△	×	×	—	
		他人の氏名に係る人格的利益は考慮されない。	容易に登録は得られるが、法的安定性に欠ける。	氏名商標が自由に登録できてしまうことから、取引秩序を乱すおそれが高い。	<ul style="list-style-type: none"> 商標法第4条の不登録事由としての位置づけに反する。 「他人」の監視等の負担が大きい。 知財高裁判決（「なお」書で、上記の二点に言及したもののあり）に整合しない。 	該当なし。	
	2 「他人の氏名」が一定の知名度を有する場合のみ審査の拒絶理由とする。	△	△	○	×	×	—
		「他人」が一定の知名度を有する場合を除き、考慮されない。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の知名度を有する「他人」が存在しない限り登録可能。新興デザイナーの氏名商標も保護。 法的安定性に欠ける。 	一定の知名度を有する他人との関係で登録を認めないことにより、取引秩序の維持に資する。	<ul style="list-style-type: none"> 「他人の氏名」に条文にない要件（一定の知名度）を付加している。 知財高裁判決（複数あり）に整合しない。 	該当なし。 (米国・韓国・中国に類似の制度はあるが、基本的には条文上の根拠あり。)	
	3 出願商標が出願人（又はこれに準じる者）の出所表示として周知・著名である場合には、本規定を適用しない。	△	△	○	△	△	—
	出願商標が周知・著名である場合、考慮されない。	<ul style="list-style-type: none"> 法的安定性に欠ける（マツモトキヨシ音商標事件の評価による）。 新興デザイナーの氏名商標等、周知・著名でないものは保護対象外。 	商標の出所表示機能に着目した要件であり、取引秩序の維持に資する。	権利移転の場合、事後的に周知性が失われた場合の取扱いの問題。	該当なし。		
4 運用見直しとして、利益衡量を行う。	◎	△	○	×	×	—	
	出願人と「他人」との利益衡量を図るという点は理想的。	<ul style="list-style-type: none"> 法的安定性に欠ける（マツモトキヨシ音商標事件の評価による）。 個別具体的に判断されるため予見可能性を欠く。 	出願人の商標を使用する必要性や他人の知名度の衡量が適切になされる場合には、案2・3に準じ、取引秩序の維持に資する。	審査が困難。	該当なし。		
5 出願商標に含まれる氏名と「他人の氏名」が文字種まで完全に一致する場合のみ、審査の拒絶理由とする。	△	△	△	×	×	—	
	文字種の一致しない商標については、考慮されない。	容易に登録は得られるが、法的安定性に欠ける。	アルファベット等の表記により、氏名商標を比較的容易に登録できてしまうことから、取引秩序を乱すおそれあり。	<ul style="list-style-type: none"> 「他人の氏名」に条文にない要件（文字種の一致）を付加している。 知財高裁判決（複数あり）に整合しない。 	該当なし。		

令和3年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業「他人の氏名等を含む商標に関する調査研究」
4. 他人の氏名等を含む商標に関する制度の在り方についての委員会での検討結果（続き）

4.4 各選択肢の評価（続き）

【法改正案】

	対策案	本規定の趣旨との関係 (他人の氏名に係る人格的利益の保護)	法目的や本規定の課題（ニーズ）との関係		その他の懸念点	他国の制度との比較
			商標登録を受ける利益	需要者の利益		
法改正	6 本規定から「他人の氏名」を削除する。 (異議申立事由/無効事由追加)	×	△	×	×	△
		他人の氏名に係る人格的利益は考慮されない。	容易に登録は得られるが、法的安定性に欠ける。	氏名商標が自由に登録できてしまうことから、取引秩序を乱すおそれが高い。	<ul style="list-style-type: none"> 審査主義を原則とする日本の制度と整合しない。 「他人」の監視等の負担が大きい。 氏名と関連性を有しない者による商標先取りの懸念。 	異議・無効で「他人」の一定の知名度を要件とする場合、ドイツ・フランス(※)に類似の制度があり、大きな問題なく、運用されている。 ※審査段階では、絶対的拒絶理由のみ審査
	7 本規定の「他人の氏名」に一定の知名度に係る要件を付す。	△	○	○	△	◎
		「他人」が一定の知名度を有する場合を除き、考慮されない。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の知名度を有する「他人」が存在しない限り登録可能。新興デザイナーの氏名商標も保護。 予見可能性に資する。 	一定の知名度を有する他人との関係で登録を認めないことにより、取引秩序の維持に寄与。	<ul style="list-style-type: none"> 氏名と関連性を有しない者による商標先取りの懸念。 事後的に他人の氏名が知名度を獲得した場合の取扱いの問題。 	米国・韓国・中国において、類似の制度が採用され、大きな問題なく、運用されている。
	8 出願商標が出願人（又はこれに準じる者）の出所表示として周知・著名である場合には、本規定を適用しないと規定する。	△	△	○	△	-
		出願商標が周知・著名である場合、考慮されない。	新興デザイナーの氏名商標等、周知・著名でないものは保護対象外。	商標の出所表示機能に着目した要件であり、取引秩序の維持に寄与。	権利移転の場合、事後的に周知性が失われた場合の取扱いの問題。	該当なし。
	9 利益衡量の規定を置く。	◎	△	○	×	-
		出願人と「他人」との利益衡量を図るという点は理想的。	個別具体的に判断されるため予見可能性を欠く。	出願人の商標を使用する必要性や他人の知名度の衡量が適切になされる場合には、案7・8に準じ、取引秩序の維持に寄与。	審査が困難。	該当なし。
	10 出願商標が出願人の自己氏名を含む商標である場合には、本規定を適用しないと規定する。	△	△	△	△	-
		出願商標が自己氏名を含む商標である場合、考慮されない。	「自己氏名」の解釈によっては、ニーズを満たせない可能性。	自己氏名であれば、容易に氏名商標を登録できてしまうことから、取引秩序を乱すおそれあり。	<ul style="list-style-type: none"> 先取りの問題。 権利移転の場合の取扱いの問題。 自己氏名を含む場合、「他人」の人格権を考慮しなくていいことについて、合理的説明が困難な可能性。 	該当なし。
	11 7と10との組合せ	△ (上記7・10参照)	△ (上記7・10参照)	○ (上記7・10参照)	△ (上記7・10参照)	- - -
	12 氏名を「含む」の文言を「普通に用いられる方法で表示する」等に変更する。	△	○	△	×	-
	「普通に用いられる方法で表示」されていない商標については、考慮されない。	デザイン化等することで容易に登録は得られる。	デザイン化等することで容易に氏名商標を登録できてしまうことから、取引秩序を乱すおそれあり。	<ul style="list-style-type: none"> 商標法第4条の法体系に整合しない。 氏名と関連性を有しない者による商標先取りの懸念。 	該当なし。	

4. 他人の氏名等を含む商標に関する制度の在り方についての委員会での検討結果（続き）

4.5 制度見直しの方向性

- ・運用変更に関する案1から案5までについて見ると、これらの案ではユーザーニーズを十分には満たすことが出来ず、また、案3以外については、審査が困難、法律や裁判例に整合しない等の懸念が存在することが指摘できる。
- ・法改正に関する案6から案12までについて見ると、案7及び案8以外は、審査が困難、我が国の法制度・体系と合致しない、ビジネス上の使い勝手が悪い等の大きな懸念が存在することが指摘でき、更に案7の方がユーザーニーズを満たすことができる案と考えられる。
- ・委員会においても、案7に賛同する意見が多く挙がった。

4.6 主要な課題の検討

ヒアリング結果等を踏まえると、案7に対しては、以下の課題が指摘できる。

1. 一定の知名度を有しない他人の氏名を含む商標を当該他人と無関係な者（赤の他人）が出願する行為は問題とならないか（「他人の氏名」の先物買いの商標出願）。
2. （前記1と関連して）出願の時点で一定の知名度を有しない他人の氏名であっても、赤の他人に商標登録されることで人格権（人格的利益）が侵害されるケースは存在しないか。存在する場合、商標法上の他の条文で手当ての余地はあるか（特に第4条第1項第7号）。
3. 構成中に氏名を有する商標の登録が先取りとなることに問題はないか。
4. 商標登録後に、その構成中に含まれる他人の氏名が一定の知名度を得た場合にはどのような扱いとすべきか。
5. 一定の知名度の判断について、審査官によってばらつきが生じるおそれはないか。
6. 自身の氏名を含む商標が他人に商標登録されたことで不快感を抱く者が、事後的に商標登録を取り消す仕組みを導入する必要はあるか。

これらの課題について、委員からの指摘も踏まえ、以下のような整理が可能と考えられる。

- ・（1、2に関連して）いわゆる悪意の出願については、現行の商標制度に基づきある程度の対応が可能であると考えられる。
- ・（3に関連して）我が国商標法では先願主義を採用しており、商標の先取りそれ自体は法が予定しているところであるが、もし、これを許容すべきでない場合には、同法第3条第1項柱書を根拠として出願人による商標の使用の意思等を確認することが可能である。
- ・（4に関連して）事後的に他人が知名度を獲得した場合については、氏名商標のみならず商標一般について現行法下でも問題となり得るものであり、現状、商標法において特段の救済は予定されていない。
この点については、諸外国でも考え方が異なるところ、我が国においても、商標登録後に著名性を獲得した他人について、氏名権等に基づく権利の行使の可能性があるのか、商標権者から後発的に著名になった者に対する権利行使について権利濫用の抗弁が認められるか等、検討の余地がある。
- ・（5に関連して）知名度に係る要件を含む規定は現行法においても複数存在しているが、審査の基準を策定・公表により、審査運用の明確性・画一性が図られているところ、これらの審査基準を参考にすることで、判断のばらつきが生じないような基準の策定が可能であると考えられる。
- ・（6に関連して）我が国における民事上の氏名権は、明文の規定が存在しないうえ、判例・裁判例が少なく、学説においても十分な議論がない状況であるところ、知名度を有しない他人の氏名を含む商標が登録されることが直ちに当該他人の氏名権の侵害に当たるか否かは明らかでない。本件で商標法の改正が行われるとしても、人格権、氏名権等の侵害の成否について基準を変更するものではなく、登録された商標の使用に氏名権等の侵害があれば、民事法上、行為を規制できる可能性がある。

4. 他人の氏名等を含む商標に関する制度の在り方についての委員会での検討結果（続き）

4.7 その他の留意事項

- ・案7を採用する場合には、登録商標と同一の氏名を有する者が自己氏名を使用する際の制限（商標法第26条の見直しの要否）や、本規定に氏名と並んで規定されている肖像・名称の取扱い、故人の氏名の取扱いなどについても検討が行われたが、いずれも現時点において見直しをすべきとの意見は見られなかった。

4.8 まとめ

全3回の委員会における議論を通じて委員から得た意見は、おおむね以下のとおりまとめられる。

（1）ブランド戦略を促進していく上での氏名商標に係る現行制度への認識

近年、我が国では、ブランド戦略に活用できる商標法を目指して制度の改正が行われてきており、他人の氏名等を含む商標に関する商標制度についても、見直しの検討が必要となる段階に来ている。

（2）見直しの方向性について

- ・制度見直しの方向性としては、本規定に係る人格的利益と商標登録を受ける利益との調整、商標法の法目的、本規定の課題の解決、審査の実現可能性、諸外国との制度調和等を考慮し、本規定における「他人の氏名」に一定の知名度に係る要件を設けることが適当ではないか。
- ・「一定の知名度」に係る要件については、商標法の他の規定を参照し、知名度の内容や程度、条文の規定の在り方を検討する必要がある。
- ・日本における民事法上の氏名権は、明文の規定が存在しないうえ、判例・裁判例が少なく、学説においても十分な議論がない状況であるところ、氏名権と本規定に係る人格的利益との関係は、明らかとはいえない。もっとも、ある人の氏名と同一の氏名を使用することのみで直ちに違法性を問われることはないとも考えられるのではないか。
- ・本規定によって保護される人格的利益についても、氏名を含む商標の登録や使用のみで直ちに違法となるものではなく、本規定は、商標出願に係る指定商品・役務と氏名とを結びつけられることによる弊害又は不利益を保護しようとしていると理解することができるのではないか。
- ・この場合「一定の知名度」については、出願商標の指定商品・役務と結びつけられる危険性のある他人が存在するか否かという観点から判断することが適切ではないか。判断基準となる需要者は、指定商品・役務を中心として、ある程度幅をもった需要者を対象とすべきであり、指定商品・役務の需要者に厳密に限定されるものではないと考えられる。

（3）制度の見直しに伴い想定される課題について

- ・上記の見直しに当たっては、商標に含まれる氏名と無関係な者による出願、無関係とまではいえない者による出願、氏名商標の冒認出願、氏名商標の先取り（早い者勝ち）等の課題があり、慎重な検討が必要であることが確認された。これらの課題に対する対応案として、委員会では、上記4.6（主要な課題の検討）のような考えが示された。

（4）現行法下における運用の見直しによる対応について

- ・現行法の下で本規定に関する審査運用を見直すとした場合、「マツモトキヨシ音商標事件」の判旨なども参考に、出願商標の構成・態様、周知・著名性等を考慮して、一般に「他人の氏名」と認識することができないと判断される場合には本規定を適用しないとの運用見直しについても、上記の制度見直しと併せて検討する余地があると考えられるが、このような運用見直しにより新たに商標登録が認められるケースは、かなり限定的な範囲にとどまるのではないか。

禁無断転載

令和3年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業
他人の氏名等を含む商標に関する調査研究報告書

(要約版)

令和4年3月

請負先

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル4階